



～現況報告書について～



2021.9.17

今年度も現況報告書の提出ありがとうございました。今回は、提出いただく中で多かった間違い等をまとめました。来年度の提出の際に参考にいただければと思います。

-----間違いが多かった点-----

① 「国庫補助金等特別積立金取崩累計額」について

この項目には、計算書類の附属明細書別紙 3 (⑧)「基本金及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書」→「減価償却累計額(F)」の「うち国庫補助金等の額」の「基本財産及びその他の固定資産計」の額を記載します。

記載ミスの例としては、記入がされていない場合や、全拠点分を合計していない法人が多かったです。

② 専門家の活用状況について

会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況について、「イ 財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援」を選択している法人が多くありました。しかし、実際の支援内容が「記帳代行」「計算書類作成」「税務顧問」等である場合は、支援に当たりません。

詳しくは、厚生労働省通知「会計監査及び専門家による支援等について」をご覧ください。

③ 届出の処理漏れについて

システムからアップロードを行った後に、届出のボタンを押し忘れてしまっているケースが何件ありました。アップロードが完了したら、必ず「届出」ボタンを押して下さい。

また、手続きの仕方等については、HPにある「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム操作説明書(社会福祉法人用)」をご覧ください。

-----Q&A-----

Q 「事業計画書」は提出しなければならないのか？

法人の定款で、事業計画書の作成が定められている場合は提出が必要となります。

Q 「評議員会で承認された決算書」はどこから提出すればよいのか？

指導監査課から送付させていただいた提出書類チェックリストに記載されているように、「附属明細等届出書類アップロード機能」にある、「その他必要な事項」から提出してください。その際に、附属明細書等とともに、一つのZIP ファイルにして提出してください。

※ZIP ファイルにせず一つずつ提出してしまいますと、上書きされ、1 番最後に提出した資料のみアップされた状態となってしまいますのでご注意ください。

☆☆ 過去の資料は町田市ホームページでも公開しています。☆☆

☆☆ インターネットで「町田市 社会福祉法人ニュース」と検索してください! ☆☆

町田市 地域福祉部 指導監査課 (町田市庁舎7階 窓口番号703)

電話 番号 : 042-724-4094 (法人担当)

電子メール : fukushi040@city.machida.tokyo.jp

町田市ホームページ : 社会福祉法人の認可・指導 (トップページ>医療・福祉)

